

議案第 3 号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり議決を求めます。

平成 2 9 年 9 月 6 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

## 文化財の県指定について

平成29年9月6日  
文化財課

下記の文化財を、鳥取県保護文化財、鳥取県天然記念物及び鳥取県名勝に指定することについて、平成29年1月18日ほかで鳥取県文化財保護審議会へ諮問したところ、平成29年8月22日に開催された同審議会において審議され、県指定について鳥取県教育委員会に答申があったので、鳥取県保護文化財、鳥取県天然記念物及び鳥取県名勝に指定するものです。

### 記

#### 【指定】鳥取県天然記念物

名称	所在地	員数	指定基準
多里層ノジュール列 <small>たりそう</small>	日南町	25㎡	史跡名勝天然記念物 天然記念物 3地質鉱物 (7)岩石の組織

[平成29年7月6日 諮問]

#### <指定理由>

日南町に分布する多里層は、中期中新世初頭(1,600～1,500万年前)の「西黒沢海進」によって日本列島が広く海におおわれた時期に堆積した地層である。ここに含まれる多里層ノジュール列は、長径50～70cmの楕円形をしたノジュールが60～95cm間隔で配列する。産出化石とともに、日南町多里地区がこの時期に海に覆われたことを証拠づける貴重な古地理・古環境指標といえる。

また、多里層ノジュール列を含むN5層は浅海域[-5～-20m]に堆積していたが、現在の海拔高度は480mとなっていることから、地殻変動によって約500m隆起したことを示す。これらは、中国地方各地に分布する海進期堆積物とともに、中国山地の形成史を解明するための貴重な高度データを提供するものである。

さらに、石灰質ノジュールの成因として、炭酸カルシウムの拡散および濃集モデルが知られているが、多里層のノジュール列を特徴づける「等間隔配列」・「二重構造」や広域的分布は、ノジュール成因論に新しい素材をあたえるものとして期待される。

このようにノジュールの成因や中国山地の形成史を解明する上で学術的価値も高く、県指定文化財(天然記念物)にふさわしい。



## 【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
りしやういんとうそしやうけつみやく 理性院等相承血脈 しだい しはい ごかめやま 次第（紙背後亀山 じやうこういんぜんあん 上皇院宣案）	鳥取市	1点	保護文化財 古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上 重要と認められるもの

〔平成29年4月14日 諮問〕

### < 指定理由 >

全5紙からなる軸装卷子で、卷子の表側に理性院等相承血脈次第、その裏側には計6通の後亀山上皇院宣案が記されている。

後亀山上皇は、後醍醐天皇の孫にあたる南朝4代目の天皇であり、明德3年（1392）の南北朝合一により譲位し、明德5年に太上天皇（上皇）の尊号を贈られた。いわゆる南北朝合一とは、すでに北朝（持明院統）の天皇であった後小松天皇への譲位という形をとり、両統迭立の復活と、諸国国衙領の支配を南朝（大覚寺統）に認めるものであり、むしろ北朝を局外に置きながら足利義満が南朝との交渉により断行したものである可能性が指摘されている。

6通の院宣案は、南北朝合一直後において、大覚寺統が実際に諸国国衙領を支配しうる立場にあったことを裏づけるものである。これらは、ほとんど実態のわかっていない南北朝合一直後の政治体制をうかがわせるものとして、いわゆる後南朝に関する稀有な史料と言わなければならない。しかもそのうちの3通が因幡国に関するものであり、14世紀末における国衙領の所在を示すとともに、おそらく一時的なものとは言え大覚寺統による支配を裏づけており、中世因幡国の関係史料として大変貴重である。

また表側の理性院等相承血脈次第は真言宗諸流の法脈を記したものであり、真言宗関係史料として全国的にみて貴重である。

よって、理性院等相承血脈次第（紙背後亀山上皇院宣案）は鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。



## 【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
う え だ け も ん じ ょ 上田家文書	鳥取市	1点	保護文化財 古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの

〔平成29年1月18日 諮問〕

### ＜指定理由＞

上田家文書は、江戸時代に八上郡大庄屋や八上郡袋河原村（鳥取市河原町）庄屋などを務めた上田家の所蔵にかかる文書群で、中世文書3点がある。

このうち2点は中世後期に出雲国飯石郡赤穴荘（島根県飯南町）の瀬戸山城（赤穴城・衣掛城）を本拠とする国人領主であった赤穴氏が受給したものである。赤穴氏は、三善姓の石見国佐波氏の支流であり、京極氏・尼子氏に従った後、毛利氏に属した。家伝によれば、上田家は、因幡国の真宗寺・教蓮寺・心了寺という浄土真宗3ヶ寺に深い関わりを持つ家で、これら寺院はいずれも赤穴氏一族が建立等に関わっている。こうした関係から上田家に来歴した文書であると推測される。

また羽柴秀吉掟書は、天正9年（1581）11月4日に、鳥取城を攻略した織田方の部将羽柴秀吉が、新たな城主として配置した宮部継潤に対して、因幡国支配体制の構築を命じた掟書である。凄惨な兵糧攻めにより、毛利方の鳥取城主吉川経家が自刃した10月25日からわずか8日後にあたり、以後20年近くに及ぶ宮部氏による因幡国支配の起点を示すものとして、注目に値する。

赤穴氏関係の2通は、因幡国における浄土真宗寺院の来歴とも関連して近世以前から県内において伝えられてきた良質な中世文書であり、また天正9年の羽柴秀吉掟書は、豊臣政権下の因幡国支配体制の方針を示す貴重な史料である。したがって、いずれも本県の歴史上において重要と認められる。

よって、上田家文書は鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。



羽柴秀吉掟書

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
いけだつねおきぞう 池田恒興像 かのうなおのぶ (狩野尚信筆)	鳥取市	1点	保護文化財 絵画、彫刻の部 1 各時代の遺品のうち制作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの

[平成29年5月17日 諮問]

<指定理由>

像主は池田恒興(1536～84)。鳥取藩初代藩主・池田光仲の曾祖父で犬山城主などをつとめた戦国大名で、織田・徳川連合軍と豊臣の対戦であった小牧・長久手の戦いで豊臣方につき戦死した。

光仲の従兄弟で岡山藩初代藩主・光政の弟である恒元つねもとが、林原美術館所蔵の二幅(「池田輝政像」「池田利隆像」とともに三幅対の池田家歴代像として制作したうちの中幅である。三幅対は当初、恒興菩提寺として輝政が建立した妙心寺護国院に奉納されたが、脇二幅は1724年までには岡山池田家の所蔵となった。その後、本図は時期は不明だが鳥取池田家に伝わり1972年に「鳥取藩政資料」中の一点として県立博物館の所蔵となった。

肖像画は狩野尚信(1607～50)筆。尚信は徳川幕府御用絵師で、奥絵師・木挽町(竹川町)狩野家の祖である。壮年で没しているため確認されている作品は限られており、現在、肖像画の遺品は他に知られていない。賛は妙心寺153世、雲居希膺うんこきよう(1582～1659)筆。

鳥取池田家との関わりが認められ、後続の多くの恒興像の祖本となったこと、県内所在の肖像画として比較的古い例であること、近世初期の狩野派中枢の画家尚信の筆であることから、きわめて重要である。また、池田家の歴史、鳥取・岡山両藩の関係においても意義深い史料である。

よって、鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。



## 【指定】鳥取県名勝

名称	所在地	員数	指定基準
こうぜんじていえん 興禅寺庭園	鳥取市	一式	史跡名勝天然記念物 名勝 1公園、庭園

[平成29年6月2日 諮問]

### <指定理由>

鳥取市栗谷町に位置する龍峰山興禅寺は、鳥取藩池田家の菩提寺として高い寺格を持ち、陸奥伊達家の大年寺、長門毛利家の東光寺とともに黄檗三叢林と称された。

興禅寺の伽藍は中国黄檗山に倣った壮大なものであったというが、享保5年(1720)以後三度の火災によって文書や寺宝は失われ、さらに明治維新後その伽藍の大部分を失い、現在残される江戸期の建造物は旧藩主御霊屋(位牌堂)を改造した本堂のみである。

庭園は庫裏の背後(北側)に位置し、庫裏(書院)から観賞する池庭である。主要庭園部の面積は約1,300㎡で、江戸時代初期頃、池田光政により菩提寺として建立された国清寺の庭園を継承するものと推定されている。

庭園は、久松山系の山裾の谷地形を活かして構成され、樹林を背景として中央に富士山形の高い築山を配し、その下部には湧水を導いて東西に細い園池を設けている。築山には芝が張られ、刈り込み仕立てのサツキツツジやヒラドツツジなどの低木が彩りを添えているが、注目すべきは力強い石組である。立石を主として構成された枯滝石組は、鶴を象った鶴石組であるとみられ、また園池の出島が亀島に見立てられている。このことから本庭園は、鶴亀石組によって蓬萊山を表現した庭園であると解釈されている。

かつての池田家藩主菩提寺の庭園であるという歴史的価値、ならびに久松山系の地形や植生・石材を巧みに活用した意匠構成は優れており、芸術的・歴史的価値を有していることから、鳥取県名勝に指定するものである。



参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数

( ) は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	<b>県指定文化財</b>	<b>280 (5)</b>	<b>国指定文化財</b>	<b>120</b>
	保護文化財	141	国宝・重要文化財	56
	<b>絵画</b>	<b>20 (1)</b>	絵画	3
	<b>古文書</b>	<b>10 (2)</b>	古文書	0
	彫刻	42	彫刻	18
	工芸品	16	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	24	考古資料	11
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	22	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	19	特別史跡・史跡	32
	<b>名勝</b>	<b>9 (1)</b>	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	<b>天然記念物</b>	<b>55 (1)</b>	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	4	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	41	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	10	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
	県選択	3	国選択	9
	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	3	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	9



## 第 2 章 県指定保護文化財

### （指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

## 第 5 章 県指定史跡名勝天然記念物

### （指定）

第 30 条 教育委員会は、記念物(法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(昭 50 条例 40・平 17 条例 4・一部改正)

## 第 8 章 雑則

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項(第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。)並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。(昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正)



## 補 足 説 明 資 料

## 多里層ノジュール列 説明資料

- 1 名称 多里層ジュール列
- 2 員数 25㎡
- 3 所在地 鳥取県日野郡日南町新屋字青滝畑1682番地1
- 4 所有者 個人
- 5 種別 史跡名勝天然記念物 天然記念物
- 6 基準 3地質鉱物 (7)岩石の組織
- 7 説明

中期中新世初頭 [1,600~1,500 万年前] の「西黒沢海進」によって、日本列島は広く海におおわれた。日南町に分布する多里層もこの海進期に堆積した地層で (図 1A・B)、古くから注目され、多くの研究が行われてきた (文献欄参照)。

多里層は礫岩・砂岩・泥岩からなる陸成～深海帯上部の堆積物で、層厚は 140m である (東海, 1999)。貝・ウニ・カニ・魚類・サンゴ・コケムシ・有孔虫・植物など、多様な亜熱帯性生物化石群 (山名, 1997 ; 山名・山口, 2011) を産出し、当時の全地球的なヒプシサーマル [最温暖気候] 環境を反映している。

多里層は赤岩累層と野組累層に区分され、野組累層は N1~N9 の 9 部層に細分される (東海, 1999)。それらのうち、野組累層 N5 部層は厚さ約 10m の中粒～細粒砂岩からなり、化石を多産し、中部層準には広範囲にわたって多数のノジュールが含まれる (図 2)。「ノジュール」は堆積物粒子間の微小な孔隙を炭酸塩などが充填してできた硬質塊であり、一般に球状の外形を示す。

新屋字青滝畑にみられるノジュール列は N5 部層のなかでも代表的なもので、農道から観察できる好条件にある (図 1C)。地元では「目玉石」の名で親しまれ、昭和 61 年には日南町の天然記念物に指定されている。

そこでは、地層中に石灰質ノジュールがほぼ等間隔 [60~95cm] に配列している (図 3A)。いずれも、外形は扁平楕円体状 [長径 50~70cm] で (図 3B)、内部には、硬質な中心核と準硬質な被殻からなる二重構造が認められる (図 3C)。

このような多里層ノジュール列は、次の 3 点で学術上特筆すべき価値をもっている。

### ① 古地理・古環境指標

多里層ノジュール列は、産出化石とともに、日南町多里地区が 1,600~1,500 万年前に海に覆われたことを証拠づける貴重な古地理・古環境指標である (図 4)。自然がつくった造形としても秀逸で、硬質な物性は長期間にわたる保全・活用に適している。

### ② ノジュール成因論の新素材

石灰質ノジュールの成因として、炭酸カルシウムの拡散および濃集モデルが知られている。多里層のノジュール列を特徴づける「等間隔配列」・「二重構造」や広域的分布は、ノジュール成因論に新しい素材をあたえるものとして期待される。

### ③ 中国山地形成史解明の高度データ

多里層ノジュール列を含む N5 層は浅海域 [-5~-20m] に堆積後、現在の海拔高度は 480m に達し、地殻変動によって約 500m 隆起したことを示す。これらは、中国地方各地に分布する海進期堆積物とともに (図 1A)、中国山地の形成史を解明するための貴重な高度データを提供するものである。

以上のとおり多里層ノジュール列は、中国地方の内陸部に侵入した中新世最温暖期 [1,600～1,500 万年前] の海の貴重な遺物であり、自然の造形としても人々の興味・関心を育む希少なオブジェである。ノジュールの成因や中国山地の形成史を解明する上で学術的価値も高く、県指定の文化財（天然記念物）にふさわしい。

#### 主要文献

北村詮次郎(1926)多里村地質見. 日野郡誌, 8-19.

今村外治(1959)中国山地の地質概観(比婆山・道後山・船通山地方). 中国山地国定公園候補地学術調査報告, 17-28.

猪木幸男・坂本亨(1977)多里地域の地質(5万分の1地質図幅). 地質調査所, 53p.

IGCP-114 National Working Group of Japan (1981) Paleogeographic map of the Japanese Islands during 16-15 Ma, the earliest Middle Miocene. In: Tsuchi R (ed.), Neogene of Japan—Its biostratigraphy and chronology—, 105-109, IGCP-114 National Working Group of Japan, Shizuoka.

野村律夫・瀬戸浩二(1987)鳥取県多里盆地の中新世底生有孔虫化石. 山陰地域研究(自然環境), 3, 95-108.

瀬戸浩二・矢野孝雄・松本俊雄・山本裕雄・中野雄介・藤井 健, 2000. 中国地方ジオトラバースー中新統(備北層群および相当層)の堆積環境変化ー. 日本地質学会第107年学術大会見学旅行案内書, 1-22.

Ueda, T. (1995) *Pholadomya turunagai* Tan from the Miocene Tari Formation in the Southwestern Part of Tottori Prefecture, Southwest Japan. *Venus*, 54, 307-316.

矢野孝雄・瀬戸浩二・吉富健一(1995)瀬戸内中新統浪形層と笠岡市カプトガニ博物館. 日本地質学会第102年学術大会見学旅行案内書, 113-131.

山名 巖(1997)多里層とその化石, 「鳥取県化石誌」, 富士書店, 鳥取, 117-181.

東海祥子(1999)鳥取県多里盆地に分布する中新統多里層の層序学的研究. 鳥取大学教育学部卒業論文, 63p.

山名 巖・山口勇人(2011)鳥取県日南町で中新統多里層産のコケムシ. 鳥取地学会誌, 15, 11-16.

Yoshida, H., Ujihara, A., Minami, M., Asahara, Y., Katsuta, N., Yamamoto, K., Sirono, S., Maruyama, I., Nishimoto, S. and Metcalfe, R. (2017) Early post-mortem formation of carbonate concretions around tusk-shells over week-month timescales. *Scientific Reports*, 5: 14123. doi: 10.1038/srep14123

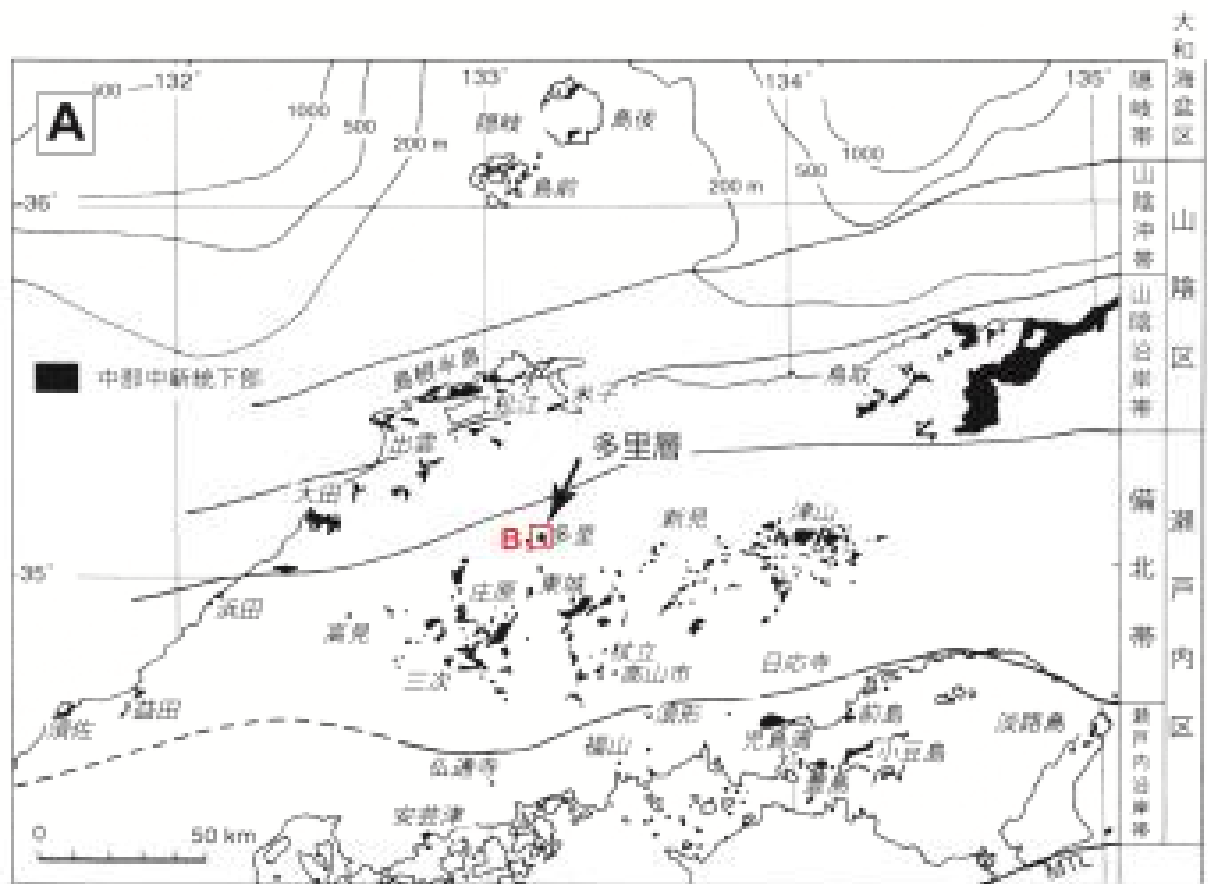


図1 中国地方中新世堆積区

A: 中国地方における中部中新統下部(約1,600~1,500万年前の地層)の分布と堆積区

(瀬戸ほか, 2000), B: 多里地域の地質図(猪木・坂本, 1977), C: ノジュール露頭位置図(鳥取県森林基本図)

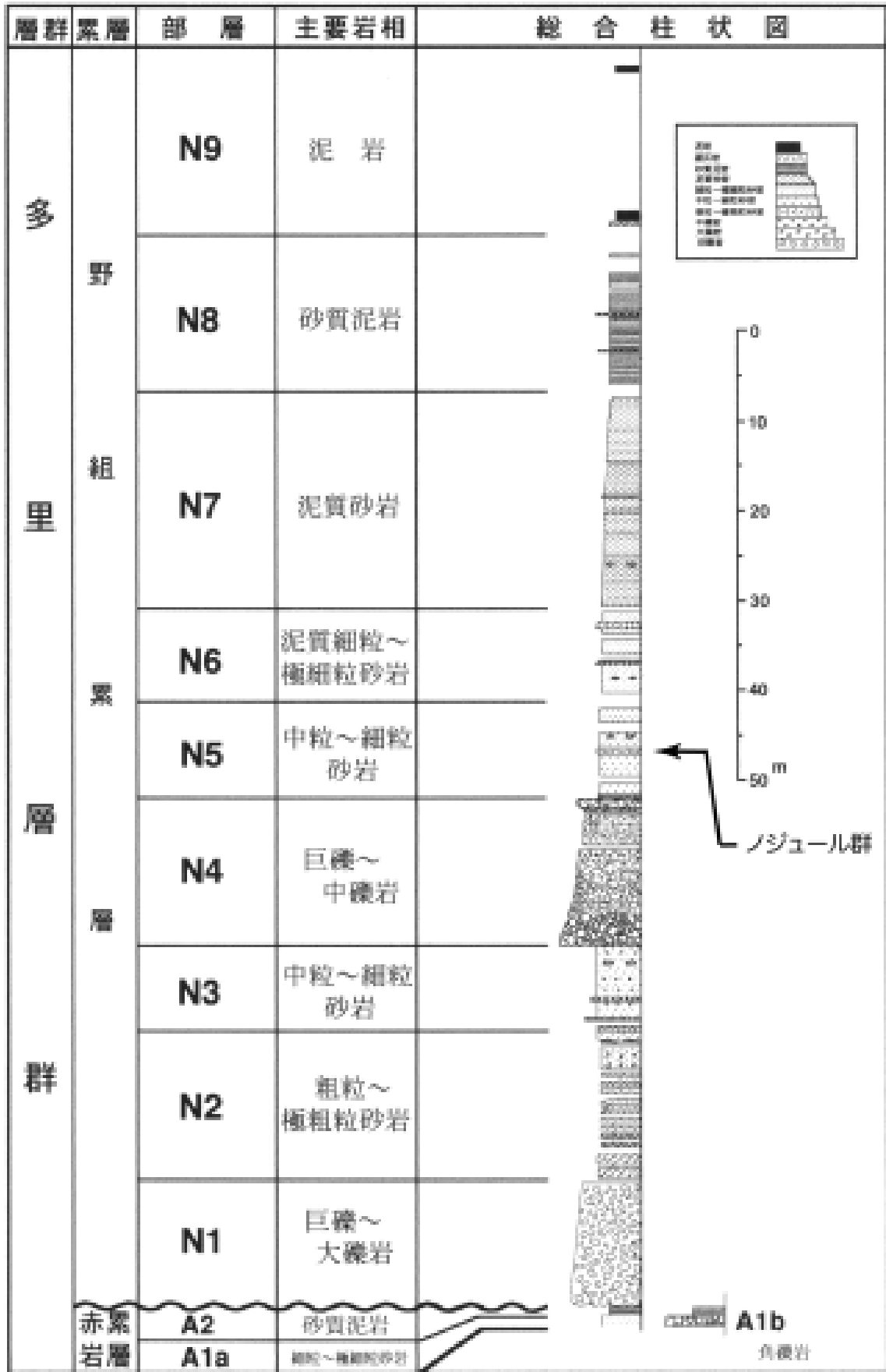


図2 多里層柱状図(東海, 1999). 多里層は、赤岩累層と野組累層に区分され、ノジュール列は後者のN5部層の中部層準に位置する。

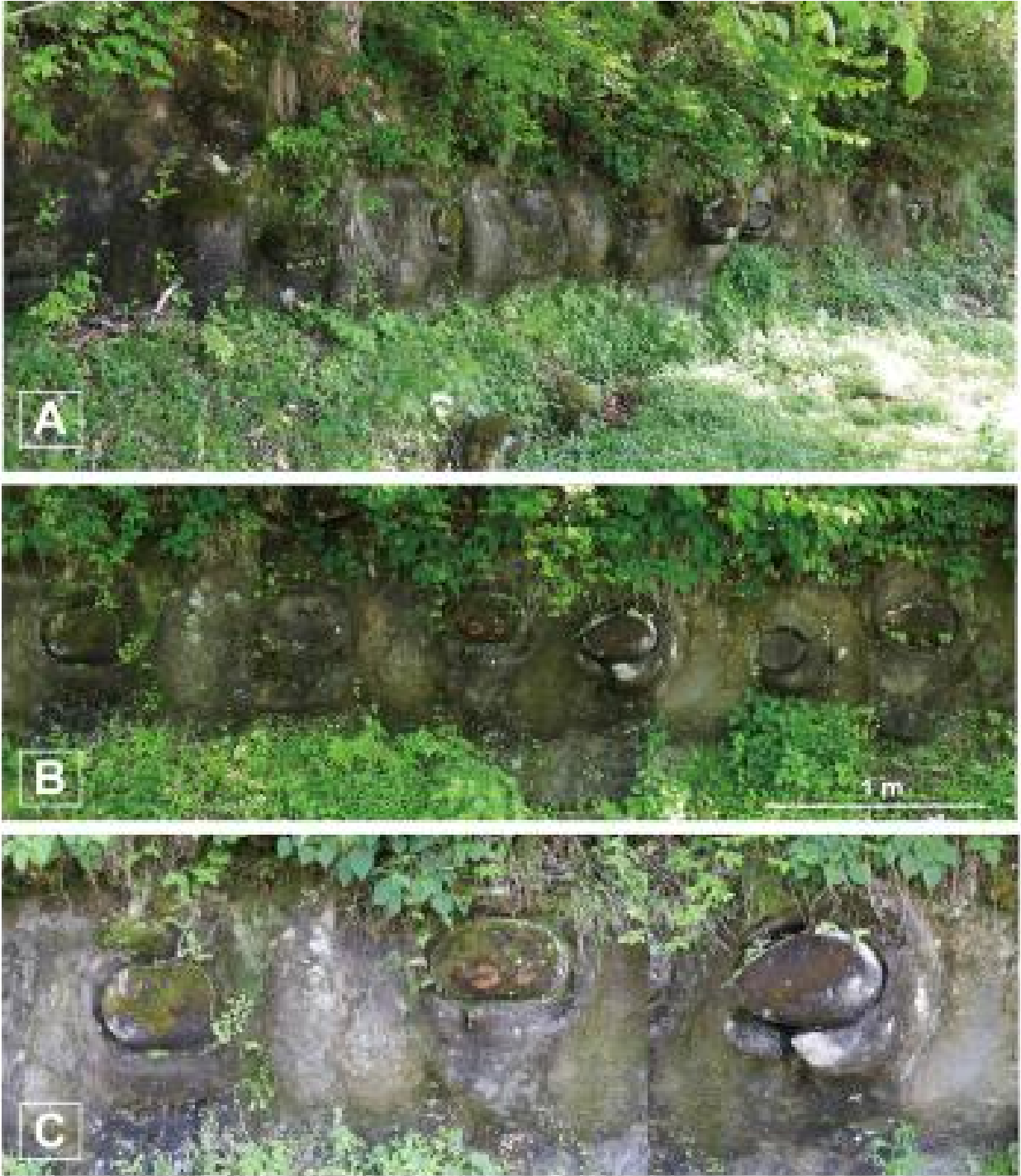


図3 露頭写真

A: 露頭全景

B: ノジュール列. 長径50~70cmのノジュールが60~95cm間隔で配列. ノジュールのみならず母岩の砂岩も石灰質であるため, N5部層は堅硬で, 露頭になりやすい.

C: 代表的ノジュール. 長径70~50cm. 扁平楕円体形状を示し, 硬質中心核と準硬質皮殻からなる二重構造をもつ.

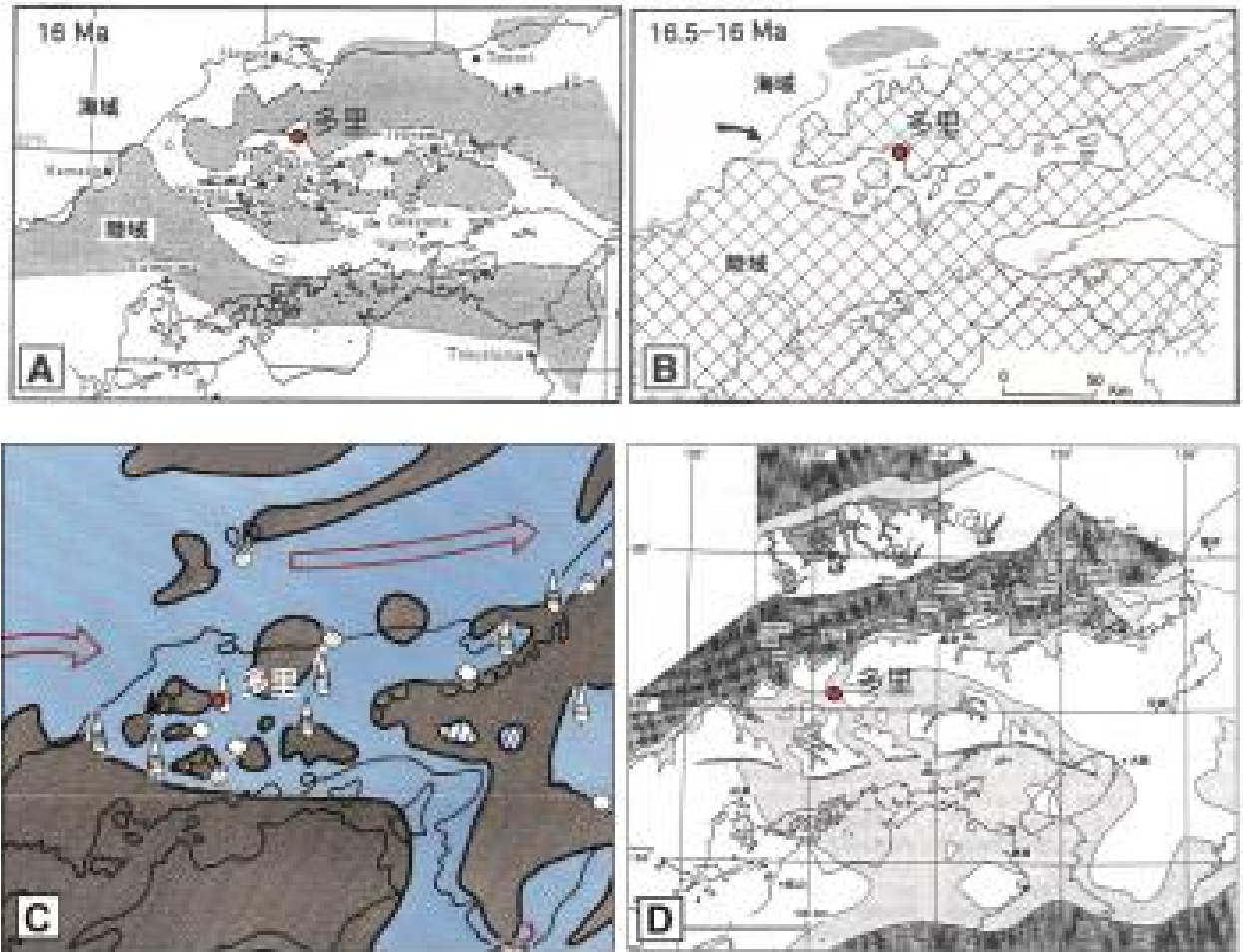
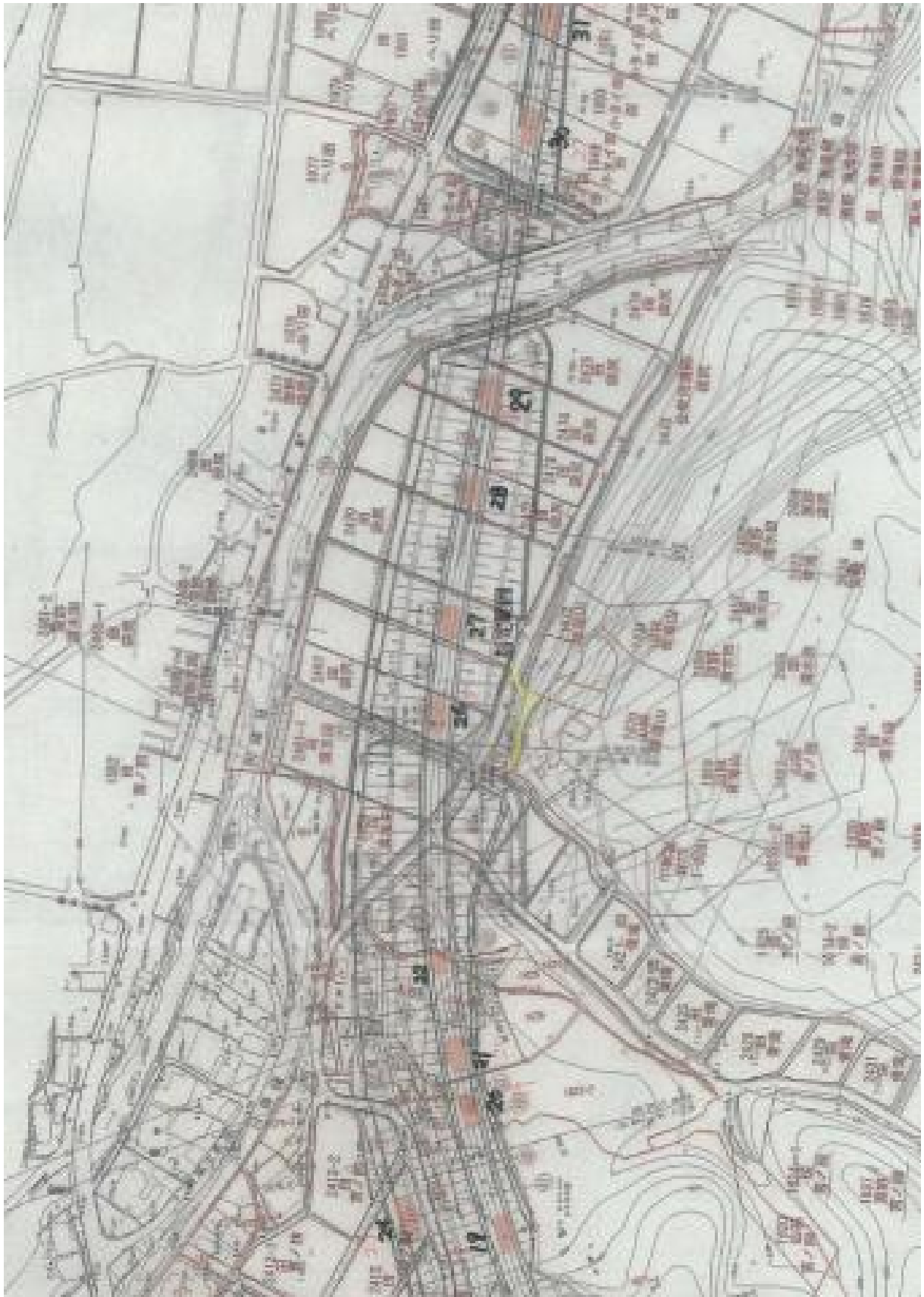


図4 中国地方における中期中新世前半の古地理図(A: 糸魚川・柴田 1992, B: 高安ほか1992, C: IGCP-114 National Working Group of Japan 1981, D: 矢野ほか 1995)

多里地域の古地理については、A・Bでは内海の北縁部、C・Dでは多島海と古日本海を連絡する水道とされ、古地理復元の大きな相違点の1つになっている。





りしやういんとうそしやうけつみやくし だい し はい ご かめやまじやうこういんぜんあん  
理性院等相承血脈次第（紙背後亀山上皇院宣案） 説明資料

- 1 名 称 理性院等相承血脈次第（紙背後亀山上皇院宣案）
- 2 員 数 1点
- 3 所在の場所 鳥取市
- 4 所 有 者 鳥取市歴史博物館
- 5 種 別 保護文化財 古文書の部
- 6 基 準 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの
- 7 説 明

（1）伝来の経緯

理性院等相承血脈次第（紙背後亀山上皇院宣案）は、平成22年度（2010年度）に鳥取市歴史博物館が購入したものであり、全5紙からなる軸装卷子である。卷子の表側に理性院等相承血脈次第、その裏側には計6通の後亀山上皇院宣案が記されている。かつては裏打ちがなされていた形跡があり、後にそれが剥がされた際に、剥がし方が拙撰であったため傷みを生じている。しかしそれを受け継いだ鳥取市歴史博物館においては、軸を太巻に替え、木箱も新調するなど、良好な保存状態の維持に細心の注意が払われている。

（2）文書の内容

このたび文化財指定候補として答申する古文書は、卷子1点である。軸装卷子の表側の理性院等相承血脈次第も、同裏側の後亀山上皇院宣案も、ともに中世文書である。

【理性院等相承血脈次第】

真言宗諸流の法脈を記したものであり、醍醐寺門跡の理性院・金剛王院、勸修寺、高野中院の順で、各歴代僧侶の相承を朱線により示している。これは、奥書に記されているように、「岩蔵寺大円上人良胤」が金剛王院僧正 実賢の許にあった原典に基づいて作成したものと思われ、良胤が作成したものを後世に写したものである可能性を想定できる。良胤とは、実賢から法脈を引き継ぎ、正応4年（1291）に死去した京都岩倉観勝寺の住持である。

理性院等相承血脈次第は、国立歴史民俗博物館所蔵「諸流真言血脈口伝 上」が書写した原典と類似のものと推測されており、本来存在した前半部分を欠き、後半部分のみが写されたものではないかと指摘されている（石井2012）。

【後亀山上皇院宣案】

6点の後亀山上皇院宣案は、軸装された「理性院等相承血脈次第」の裏側に当たり、いわゆる紙背文書である。一般に紙背文書とは、元来は表側として使用されたものを反古紙として再利用したものであり、現状の表側は元来は裏側である。時間的には、紙背文書（本来の表側）の方が現状の表側（本来は裏側）に先行するのが通例である。もとは13世紀に成立したと思われる理性院等相承血脈次第の裏に、14世紀末の後亀山上皇院宣案が記されているので、一見わかりにくいですが、理性院等相承血脈次第の上下が整っているのに対し後亀山上皇院宣案の下方が切れているの





























